

令和4年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第4回定例会会議録目次

第1号 (12月20日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員(10人)	1
欠席議員(なし)	1
説明員出席者	2
議会局職員出席者	2
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第7号 秦野市伊勢原市環境衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例を制定 することについて	3
議案第8号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する ことについて	3
議案第9号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正するこ とについて	3
議案第10号 令和4年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第1号)を定める ことについて	3
議提議案第1号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会個人情報保護に関する条例を制定す ることについて	1 3
一般質問	1 4
6番 中山 真由美議員	
質問内容 1 はだのクリーンセンターにおける環境意識の醸成について	1 4
3番 福森 真司議員	
質問内容 1 はだのクリーンセンターにおける余熱の有効活用について	1 9
閉 会	2 2
署名議員	2 3

令和4年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第4回定例会会議録

議事日程

令和4年12月20日（火）午前9時30分

秦野市議会議場

第1 会期の決定

第2 議案第7号 秦野市伊勢原市環境衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例を制定することについて

第3 議案第8号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて

第4 議案第9号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

第5 議案第10号 令和4年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第1号）を定めることについて

第6 議提議案第1号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会個人情報保護に関する条例を制定することについて

第7 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第7 議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	野々山 静 香	2番	中村 英 仁
3番	福森 真 司	4番	高橋 文 雄
5番	風間 正 子	6番	中山 真由美
7番	相馬 欣 行	8番	大山 学
9番	小沼 富 夫	10番	阿蘇 佳 一

欠席議員（なし）

説明員出席者

組 合 長	高 橋 昌 和	秦 野 市 環境産業部 長	岩 淵 哲 朗
副 組 合 長	高 山 松 太 郎	伊 勢 原 市 経済環境部 長	石 田 康 弘
事 務 局 長	内 海 元	秦 野 市 環境産業部 環境資源対策課 長	吉 藤 直
(総務課) 総 務 課 長	飯 沼 真 弓	伊 勢 原 市 経済環境部 兼 環境事業美化センター 所 長	大 町 徹
庶 務 班 主 幹	進 藤 晋		
(施設課) 施 設 課 長	小 島 正 之		
1 施設化推進 担 当 課 長	吉 江 正 範		
専 任 技 幹	吉 野 広 幸		
(工場) 工 場 長	小 菅 賢 一		
不燃・粗大施設 再整備担当課長	関 原 孝 雄		
施設管理班主幹	今 井 裕 之		

議政局職員出席者

議 会 局 長	小 泉 康 男
議 事 政 策 課 長	吉 田 浩 成
課 長 代 理 当 (議 事 担 当)	小 泉 祐 介
議 事 担 当 主 任	尾 崎 祐 輔

午前 9時53分 開 会

○阿蘇佳一議長 これより令和4年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第4回定例会を開会いたします。
本日の議会日程は、お手元にお配りしたとおりであります。直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○阿蘇佳一議長 会議録署名議員の指名を行います。

この定例会の会議録署名議員は、会議規則第90条の規定に基づき、議長において大中学議員、野々山静香議員を指名いたします。

日程第1 会期の決定

○阿蘇佳一議長 日程第1 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 議案第7号 秦野市伊勢原市環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについて

～

日程第5 議案第10号 令和4年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第1号）を定めることについて

○阿蘇佳一議長 次に、日程第2 「議案第7号・秦野市伊勢原市環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについて」から日程第5 「議案第10号・令和4年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第1号）を定めることについて」まで、以上の4件を一括して議題といたします。

組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 本定例会に提出した諸案件について、説明いたします。

提出案件は、条例制定が1件、条例の一部改正が2件、補正予算1件、合わせて4件です。

初めに、「議案第7号・秦野市伊勢原市環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについて」を説明いたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の開示請求に係る手数料の額、その他の個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事項などについて定めるため、制定するものです。

また、現行の秦野市伊勢原市環境衛生組合個人情報保護条例は、本条例の制定に伴い、廃止いたします。

なお、本条例の施行日は、令和5年4月1日といたします。

次に、「議案第8号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて」を説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、本組合職員の定年を65歳まで段階的に引き上げるとともに、60歳を超える職員の給与に係る規定等を整備するため、改正するものですが、本組合職員の定年、再任用、退職手当等については、秦野市伊勢原市環境衛生組合職員に関する条例の規定により、秦野市職員の例によることと定めているため、同市の規定を適用するものです。

なお、本条例の施行日は、令和5年4月1日といたします。

続いて、「議案第9号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」を説明いたします。

本案は、国家公務員の給与改定に準じて、本組合職員の給与について改定するものです。改定内容は、民間給与との均衡を図るため、若年層の給料月額及び初任給を引き上げるとともに、勤勉手当の支給率を年間で、一般職員は0.1月分、再任用職員は0.05月分、それぞれ引き上げるものです。

なお、本条例の施行日は、公布の日といたしますが、給料月額の引上げについては本年4月1日から、勤勉手当の引上げについては本年12月1日から適用いたします。

最後に、「議案第10号・令和4年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第1号）を定めることについて」を説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ4,313万7,000円を追加するものです。補正する歳出のうち、まず、職員給与費について、先ほど御説明した議案第9号による条例改正、並びに人事異動、その他予算措置の相違等により、総務費の職員給与費を781万7,000円減額し、衛生費の職員給与費を947万7,000円追加するものです。

続いて、職員給与費以外の補正内容について説明いたします。衛生費の需用費では、社会情勢の影響を受けた物価高騰などにより、秦野斎場及びはだのクリーンセンターにおける白灯油に係る燃料費、並びに伊勢原清掃工場及び栗原一般廃棄物最終処分場における電気料金に係る予算に不足が見込まれるため、これらを合わせた4,147万7,000円を追加するものです。

以上が歳出予算の補正内容ですが、その財源については、繰越金及び諸収入の資源化物売却収入により、収支の均衡を図りました。これにより、令和4年度本組合会計の歳入歳出予算の総額は、30億2,213万7,000円となります。

以上で、本定例会に提出した案件の説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

〔組合長降壇〕

○阿蘇佳一議長 提案理由の説明は終わりました。

これより審議に入るのでありますが、議事の整理上、区分して行います。

日程第2 議案第7号 秦野市伊勢原市環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについて

○阿蘇佳一議長 まず、日程第2 「議案第7号・秦野市伊勢原市環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○阿蘇佳一議長 賛成全員であります。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第8号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて

○阿蘇佳一議長 次に、日程第3 「議案第8号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

通告がございます。

相馬欣行議員。

〔相馬欣行議員登壇〕

○7番相馬欣行議員 伊勢原市選出の相馬でございます。ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、「議案第8号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて」質疑させていただきます。

提案理由は、地方公務員法の一部改正に伴い、本組合職員の定年を65歳まで段階的に引き上げるとともに、60歳を超える職員の給与に係る規定等を整備するために改正、本議会に提案されています。

現在の少子高齢化社会の到来による労働人口の減少がもたらす多くの課題や健康寿命の延伸が図られる状況から鑑み、定年延長の動きは必然であり、行政が改正、模範を示すことで、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の遵守に向け、民間企業の動きにも波及するものと考えます。

本組合職員の定年年齢については、秦野市の定年規定に準じていることから、今回提案されている内容については、職員の給与に係る内容となっています。既に秦野市議会において、定年延長に関する条例改正が審議、可決されていることから、この場からは、本組合への影響や対応について、順次確認をさせていただきます。

演壇からの質問として、先ほども申し上げたとおり、社会環境の変化から、定年延長は社会ニーズに適応した処置であり、必要と考えますが、二市組合として65歳まで定年延長することによる効果や課題について、どのように考えているのか見解を伺います。

次に、定年延長に伴い、定年者の定年、再任用、延長を確認する時期と新規採用までの募集期間との整合性について、確認をいたします。具体的には、専門技能・技術者など、特殊要件・能力を保持した方を採用するには、一定の期間が必要と考えることから、定年者と必要な人材採用についての考え方を伺います。

さらに、定年延長予定者が急遽考えが変わり、退職する場合など、どのように対応しようとしているのか見解を伺います。

以上、演壇からの質問とし、二次質問以降は質問者席から質問させていただきます。

[相馬欣行議員降壇]

○阿蘇佳一議長 総務課長。

○飯沼真弓総務課長 相馬議員の御質問にお答えいたします。

初めに、65歳まで定年を延長することに伴う本組合における効果や課題について、説明いたします。

本組合の施設を安定的に管理運営していくためには、職員の世代交代を踏まえた計画的な人材育成に取り組んでいく必要があります。こうした中、本組合で採用した、いわゆるプロパーである技術職員7人のうち5人が50歳代であり、職員の高齢化が懸案事項の一つと言えることから、将来を担う人材育成に努めているところです。そのため、定年延長により経験豊富な職員の在職期間が延びることは、次世代へ知識や技術等を円滑に継承していく上で、大きな効果を期待できると考えております。

一方、課題としては、定年延長となった管理職職員が非管理職となることで、モチベーションの低下を招くおそれもあるため、これまで以上に本人の意思や経験、能力等を考慮した人事管理を推進していく必要があると認識しております。

続きまして、定年延長に伴い、職員へ働き方の意思確認をする時期と新規採用の募集期間との整合性について、説明いたします。

まず、定年延長後の60歳以降における職員の働き方を説明いたしますと、大きく2つに分類できます。具体的には、延長された定年までフルタイムで勤務する場合と、一旦退職し、週4日など短時間の再任用職員として勤務する場合です。どちらの働き方を選択するか、その意思確認は、職員が59歳に達する年度に給与等の任用条件に係る情報を提供した上で、実施してまいります。

次に、定年を迎える職員と必要な人材採用についての考え方としては、御指摘のとおり、専門的な技能を有した職員の存在が重要な要素となります。現在、本組合では、ごみ処理施設であり、かつ発電施設でもあるはだのクリーンセンターに法令上配置が義務づけられているボイラー・タービン主任技術者と第二種電気主任技術者を置いています。これらの資格は、その希少性から採用の募集をかけたとしてもすぐに有資格者を見つけることが難しく、また育成にも時間がかかります。そのため、技術職として採用されたプロパー職員は、有資格者による指導の下、実務経験を積みながら資格取得を目指していくこととなります。

今後の新規採用に当たっては、こうした人材育成に要する期間と、定年延長を考慮した有資格者の在職期間を踏まえ、適切な採用時期を見定めてまいります。

最後に、定年延長予定者の予期せぬ退職への対応についてとなりますが、これまで本組合では、急な退職者の発生に際し、会計年度任用職員の任用や業務分担の見直しを図ることで、対応してまいりました。

しかしながら、有資格者はもとより専門的な知識を有する技術職員については、代わりとなる人材の確保が困難であります。そのため、定期的な意思確認と働きやすい環境づくりを通じて、想定外の退職が発生する事態を可能な限り回避できるよう努めていく必要があります。

こうした点を踏まえ、今後の人員体制の在り方や人材確保の方法について、両市と共に検討を進めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○阿蘇佳一議長 相馬欣行議員。

○7番相馬欣行議員 御答弁ありがとうございました。職員に対し、きめ細かな対応をお願いいたします。

二次質問として、次に、今回の改正により、同じ仕事に従事している方が、改正された定年延長職員と再雇用職員の雇用形態の違う職員がいることが考えられます。仕事に対する指示や任務の責任範囲など、仕事の負荷に違いが出てくるものと考えますが、見解について伺います。

さらに、定年延長の改正では、退職金を含めた労務費への影響も考慮しておく必要があると考えます。定年延長による人件費の推移について、5年以内での退職する人数と、再任用職員の人数予測、再任用職員の退職者数による影響について、どのように予測しているのか伺います。

○阿蘇佳一議長 総務課長。

○飯沼真弓総務課長 再度の御質問にお答えいたします。

初めに、定年延長後、雇用形態が異なる職員における仕事の負荷の違いについて、御説明いたします。

先ほど定年延長後の職員の働き方として説明いたしました、フルタイムで勤務する定年延長の職員と、短時間で勤務する再任用職員は、勤務日数が異なることから、対応できる業務の内容に差が生じます。そのため、それぞれの働き方に見合った適切な業務分担を割り振る必要があると考えます。

また、職務における責任範囲については、いずれも副主幹、副技幹、主査など、管理監督者以外の職位に就きますので、勤務日数や仕事量にかかわらず、立場に応じた責任を果たしてもらうことになります。

次に、定年延長による人件費の推移について、説明いたします。

定年延長の職員に係る給与額は、60歳到達年度における給料月額7割が維持されるため、現行制度に基づく再任用職員の給与額と比べ、人件費が増加します。参考に申し上げますと、この差額は、概算で年間1人当たり約74万円程度になると見込まれます。

一方で、本組合は職員数が少ないことから、令和5年度から9年度までの向こう5年間で60歳に達するプロパー職員は、3人とどまる予定です。そのため、この3人全員が定年延長の職員として勤務する場合であっても、人件費の規模に現状と大きな差は生まれないものと見込んでいます。

なお、定年延長の職員へ支給する退職手当は、60歳以降、実際に退職する年度まで先送りになりますので、その財源には本組合の職員退職給与準備基金を活用してまいります。

最後に、現行制度に基づく再任用職員の退職者につきましては、同じく向こう5年間で5人を見込んでおり、このうち4人は伊勢原清掃工場勤務の技能労務職員となります。本組合の技能労務職員は、90トン焼却施設の稼働停止を踏まえ、新たな人員の補充は行わない方針としていますので、再任用職員の退職に伴う人件費への影響としては、職員数が減ることに伴う減額のみとなります。

以上です。

○阿蘇佳一議長 相馬欣行議員。

○7番相馬欣行議員 御答弁ありがとうございました。

今回の改正が、本組合の継続運営に資する内容になることを願い、私からの質疑を終了いたします。ありがとうございました。

○阿蘇佳一議長 相馬欣行議員の発言は終わりました。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○阿蘇佳一議長 賛成全員であります。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第9号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の
一部を改正することについて

○阿蘇佳一議長 次に、日程第4 「議案第9号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 討論なしと認めます。

議案第9号を採決いたします。

議案第9号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○阿蘇佳一議長 賛成全員であります。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第10号 令和4年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算
(第1号)を定めることについて

○阿蘇佳一議長 次に、日程第5 「議案第10号・令和4年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第1号)を定めることについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

通告がございます。

大山学議員。

[大山 学議員登壇]

○8番大山 学議員 伊勢原市選出の大山学です。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従い、「議案第10号・令和4年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第1号)を定めることについて」質問をいたします。

まず1点目は、職員給与費の補正理由についてです。

組合長からの提案説明によると、職員給与費は、総務費が781万7,000円減額となる一方、衛生費が947万7,000円の増額となり、差引きで166万円を歳出予算に追加するとのことでした。この補正は、先ほど議案第9号で審議いたしました給与に関する条例の改正が影響したことは理解していますが、そのほか補正理由に挙げられている人事異動や予算措置の相違等に係る主な内容をお伺いいたします。

次に、2点目は、需用費の補正額についてです。

今回の補正予算では、衛生費のうち斎場費、工場費及びクリーンセンター費の需用費をそれぞれ増額しています。これらは、社会情勢の影響を受けた物価高騰などによる白灯油に係る燃料費、及び電気料金に係る予算に不足が生じたことが理由とのことでした。そこで、需用費の中に含まれる燃料費と電気料金、それぞれの内訳を施設ごとにお伺いいたします。

以上、演壇からの質問とし、二次質問以降は質問者席で行いますので、よろしくお伺いいたします。

〔大山 学議員降壇〕

○阿蘇佳一議長 総務課長。

○飯沼真弓総務課長 大山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本組合の職員給与費については、正副組合長及び総務課に所属する職員の分を総務費に、施設課と工場に所属する職員の分を衛生費に計上しています。この中に含まれるのは、本組合で採用した、いわゆるプロパー職員と秦野市から派遣された職員の分です。伊勢原市から派遣された職員の場合、伊勢原市の給与体系に従い、同市が対象職員へ直接給与等を支給しています。本組合では、その実費相当額を年度末時期に負担金として伊勢原市へ一括で支払う仕組みとなっているため、本組合の職員給与費に伊勢原市派遣職員の分は含まれておりません。こうした職員給与費の補正について、人事異動及び予算措置の相違等により増額となった主な要因を説明いたします。

まず、本年4月1日付の人事異動により、総務課の秦野市派遣職員1名が施設課へ異動し、反対に施設課からは伊勢原市派遣職員1名が総務課へ異動しました。

したがいまして、両課の職員数に変わりはありませんが、総務課においては本組合から職員給与費を支払う職員数が1名減となり、施設課は1名増となりました。そのため、この1名分に相当する給料、職員手当等、共済費を総務費から減額した一方、衛生費を増額したものです。

また、このほか総務費では、報酬を増額しております。こちらは、令和3年度の1月に、再任用職員が急遽退職したことに伴い、事務補助員として会計年度任用職員1名を任用したことによるものです。この会計年度任用職員へ月々支払う報酬額は、予算編成時期の都合上、令和4年度当初予算に計上が間に合わず、本年11月勤務分までは予算流用により対応していました。そのため、今回、他の職員給与費と合わせて12月勤務分以降を補正することにしたものです。

続きまして、衛生費における需用費の補正額について、燃料費と電気料金の内訳を施設ごとにお答えいたします。

まず、燃料費については、秦野斎場に係る予算を計上している斎場費で396万1,000円増額し、はだのクリーンセンターに係る予算を計上しているクリーンセンター費で47万7,000円増額するものです。

次に、電気料金、こちらは需要費の光熱水費に当たりますが、伊勢原清掃工場で3,482万9,000円、栗原一般廃棄物最終処分場で221万円予算が不足する見込みとなっておりますので、両施設に係る予算を計上している工場費を合計で3,703万9,000円増額するものです。

以上です。

○阿蘇佳一議長 大山学議員。

○8番大山 学議員 御答弁ありがとうございました。職員給与費の補正理由と需要費の補正額については理解いたしました。

引き続き、二次質問は、需要費の補正理由について、お伺いいたします。

昨今の急速な円安の進行やロシアによるウクライナ侵攻など不安定な社会情勢の影響を受けて、当初予算を上回る水準の燃料費あるいは電気料金を支払う状況に陥っていることは、全施設共通の事情だと思います。

しかしながら、燃料費は、秦野斎場とはだのクリーンセンターで不足が生じる一方、伊勢原清掃工場では補正の必要がなく、反対に電気料金は、伊勢原清掃工場と栗原一般廃棄物最終処分場のみで不足が生じる見込みとのことでした。このように、施設ごとに補正の必要性が異なる理由について、お伺いいたします。

○阿蘇佳一議長 総務課長。

○飯沼真弓総務課長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、燃料費について、秦野斎場では火葬炉の運転に、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場では焼却炉の立上げ、立下げに使用している白灯油の購入費用となります。秦野斎場では、昨年度に比べ、火葬件数が増加傾向にあり、白灯油の使用数量が増加していることに加え、購入単価の上昇により不足が生じる見込みとなり、はだのクリーンセンターでも単価の上昇が主な要因となって補正の必要が生じたものです。

一方、伊勢原清掃工場では、90トン焼却施設における焼却炉の立上げ、立下げ回数を令和3年度まで週1回としておりましたが、同施設の稼働停止を見据えた焼却量の減少を考慮し、令和4年度から週2回とする運転体制に切り替えましたので、令和4年度当初予算に計上する白灯油の使用数量も、これに伴う増加分を見込み、積算しておりました。

しかしながら、はだのクリーンセンターにおいて、本年4月に焼却炉の緊急停止が発生したことを受け、同施設の定期修繕期間を延長しましたので、90トン焼却施設で処理する可燃ごみの量が一時的に増加しました。そのため、7月に急遽、26日間にわたる24時間連続運転を実施し、予算計上時の見込みよりも焼却炉を立上げ、立下げする回数が少なくなったことから、白灯油の購入単価は上昇していますが、補正の必要は生じなかったものです。

なお、栗原一般廃棄物最終処分場では、もともと浸出水処理施設の稼働等に白灯油を使用していないため、燃料費を予算に計上しておりません。

次に、電気料金については、伊勢原清掃工場及び栗原一般廃棄物最終処分場で大幅な電力単価の上昇等によって不足するものですが、秦野斎場及びはだのクリーンセンターの電気料金は、本組合が直接支払いをしていないことから、光熱水費を補正する必要は生じておりません。

この点を御説明しますと、まず、秦野斎場の電気料金は、指定管理料に含まれており、光熱水費を含む物価の変動リスクも指定管理者との協定書において、運営事業者側が負担する取決めとなっております。運営事業者が財政収支の状況を確認しましたところ、現状の値上げ幅は、指定管理料の範囲内で何とか賄うことができていると伺っております。

次に、はだのクリーンセンターの電気料金は、長期包括運營業務の委託料に含まれています。この委託料は、修繕整備費等を主とする固定費と薬剤費や光熱水費等の変動費に分かれており、変動費はごみ量1トンあたりに換算した単価で契約締結しています。変動費単価は、新年度予算の編成時期に受託者と協議した上、翌年度4月以降の額を改定することになっているため、昨今の社会情勢による電力単価の大幅な上昇は、本年度の委託料へ反映されておりません。

なお、はだのクリーンセンターでは、自家発電により施設稼働に要する電力の大半を賄っていることから、電気料金の変動による影響額は、発電設備を有していない伊勢原清掃工場に比べると、少なく済むものです。

以上になります。

○阿蘇佳一議長 大山学議員。

○8番大山 学議員 今までの御答弁により、需用費の内訳と補正理由は理解いたしましたので、最後に、補正財源についてお伺いいたします。

今回の補正では、総額約4,300万円に上る歳出予算の増額に対し、歳入予算では繰越金として3,138万7,000円、諸収入として1,175万円を追加することで収支の均衡を図っています。

このうち、諸収入について、補正予算に関する説明書を見ると、具体的には資源化物売却収入を増額しており、全額を工場費の補正財源に充てていることが読み取れます。

そこで、工場費の補正財源に資源化物売却収入を充てる理由と、この収入が当初予算に比べ増額する見込みとなった要因をお伺いいたします。

○阿蘇佳一議長 総務課長。

○飯沼真弓総務課長 再度の御質問にお答えいたします。

諸収入の資源化物売却収入は、伊勢原清掃工場の粗大ごみ処理施設で破碎、選別する不燃・粗大ごみから回収した鉄類、非鉄類等の有価物を資源として売却することで得られる収入です。そのため、当初予算の段階から、伊勢原清掃工場の施設維持管理費等に充てることとしておりますので、今回の補正予算でも工場費の補正財源としたものです。

また、同収入は、鉄類等の買取り市場において相場が上昇しているため、3か月に1度、一般競争入札により契約締結する売却単価が、予算計上時の見込みを上回る水準で推移しています。

この要因は、金属スクラップの専門紙に掲載された記事によりますと、コロナ禍で落ち込んだ経済の回復による鉄類等の需要増や、ウクライナ危機による世界的な資源価格の高騰などを受けてのものと分析されております。こうした傾向は、一時的なものにすぎず、既に下落が進んでいるとの見方も示されていますが、年間では、今回増額する1,175万円以上、当初予算を上回る見込みとしております。

以上になります。

○阿蘇佳一議長 他にございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

議案第10号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○阿蘇佳一議長 賛成全員であります。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議提議案第1号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会個人情報保護に関する条例を制定することについて

○阿蘇佳一議長 次に、日程第6 「議提議案第1号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会個人情報保護に関する条例を制定することについて」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

高橋文雄議員。

〔高橋文雄議員登壇〕

○4番高橋文雄議員 秦野市選出の高橋文雄でございます。議提議案の説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

ただいま議題となりました「議提議案第1号・秦野市伊勢原市環境衛生組合議会個人情報保護に関する条例を制定することについて」を説明いたします。

本案の制定理由は、組合議会における個人情報の適正な取扱いの確保について、必要な事項を定めるとともに、組合議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、組合議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること

を目的とするものです。

なお、本条例の施行日は、令和5年4月1日といたします。

よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

〔高橋文雄議員降壇〕

○阿蘇佳一議長 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 討論なしと認めます。

議提議案第1号を採決いたします。

議提議案第1号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○阿蘇佳一議長 賛成全員であります。

したがって、議提議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7 一般質問

○阿蘇佳一議長 次に、日程第7 「一般質問」を行います。

一般質問は、発言通告一覧表に従い、順次質問を行います。

中山真由美議員。

〔中山真由美議員登壇〕

○6番中山真由美議員 伊勢原市選出の中山真由美です。議長から発言の許可をいただきましたので、はだのクリーンセンターにおける環境意識の醸成について、一般質問を行います。

秦野市伊勢原市環境衛生組合は、これまで、可燃ごみ焼却処理の1施設体制化に向けて、様々な取組を推進してまいりました。そして、1施設体制化まで残り1年となりましたが、両市のごみ減量の状況について伺います。

また、本組合において、ごみの減量に関する啓発事業を推進することが重要であると考えますが、施設見学の状況及び見学内容を伺います。

二次質問以降につきましては、質問者席から行います。

〔中山真由美議員降壇〕

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 中山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1施設体制化を見据えたごみ減量の状況について、御説明いたします。

御承知のとおり、本組合では、令和5年度末に伊勢原清掃工場90トン焼却施設を稼働停止し、令和6年度以降は、はだのクリーンセンター1施設で可燃ごみの焼却処理を行うこととなります。この1施設体制化に向けては、可燃ごみに加え、一旦資源として排出された後、資源化に適さないと判断された繊維類及び可燃性粗大ごみ等を含めた、最終的に本組合で焼却処理することになるごみの総量、いわゆる焼却対象量が重要な指標となります。

秦野・伊勢原両市及び本組合では、こうした焼却対象量をはだのクリーンセンターの年間処理上限量である5万6,000トン以下まで削減するため、積極的なごみの減量・資源化に努めてまいりました。その成果によって、焼却対象量の年間実績は、令和3年度時点で約5万7,760トンとなり、本年度も11月までの実績で、前年度の同時期に比べ約900トン減、年間では5万7,000トン程度になるものと見込んでいます。

このようにごみの減量、言い換えますと焼却対象量の削減は、着実に進んでいる状況にありますが、本年3月に改定した秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画におけるごみ量の将来予測では、目標の5万6,000トンを下回るのは、1施設体制への移行から3年目の令和8年度になると推計しています。そのため、本組合では、令和6年度と7年度の2か年に限り、焼却対象量のうち可燃性粗大ごみ等の一部を圏域外の民間施設で資源化处理する方針を定めたところです。

今後は、この施策の実施に向けた準備を進めるとともに、両市と連携しつつ、さらなるごみの減量を推進してまいります。

続きまして、はだのクリーンセンターにおける施設見学の実施状況と内容について、御説明いたします。

まず、実施状況としては、平成25年1月の稼働開始以来、約10年間の累計で2万3,000人以上の方々に施設見学のため来場いただきました。施設見学は、同じ方が繰り返し来られる性質のものではないことから、見学者数は、平成25年度の3,875人をピークに年々減少しているのが実情であります。特に新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえ、見学の受入れ制限等を行っていた令和2年度は、前年度比約2,100人減の561人、3年度は、制限を緩和したことから若干回復したものの957人とどまっております。

また、校外学習の一環として来場いただく両市の小学生は、令和元年度以前は年間1,500人程度、13校以上の小学校に来場いただいておりますが、令和2年度以降は年間400人から600人程度、学校数も7校以下に減少しております。このように新型コロナウイルスの影響により、見学者数が落ち込んでいる状況は、致し方ない面もあると言えます。

しかしながら、施設見学は、実際にごみ処理施設を御覧いただくことで、ごみ処理問題等をより身近に感じられ、ひいては環境意識の醸成につながっていくという大きな効果があります。本組合としては、今後の感染者数の推移を見極め、また適切な感染症対策を講じた上で、引き続き、施設見学へ

の参加を広く呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、施設見学の内容については、施設見学DVDを視聴いただいた後、収集車のごみを搬入するプラットホームから始まり、ごみピット、焼却炉、発電設備等を見学通路に沿って順番に御覧いただきます。その中で、ごみピットに貯められている各家庭などから排出されたごみの分別状況や量の多さを体感いただき、減量・資源化の必要性を訴えかけております。

さらには、排ガス処理の仕組みや臭気対策、焼却灰等の資源化を通じた環境配慮への取組に加え、ごみ処理に伴う熱エネルギーを活用した発電、名水はだの富士見の湯への熱源供給など、ごみ処理に係る幅広い内容を御理解いただけるよう努めております。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 中山真由美議員。

○6番中山真由美議員 それでは、二次質問をいたします。

本施設においてのごみ減量の状況や見学状況及び内容については、理解いたしました。

他の自治体では、施設のホームページの内容を充実させることにより、施設への関心を高め、環境意識にも関心を持っていただけるよう工夫をしていると感じております。神奈川県内では、高座クリーンセンターや厚木愛甲環境施設組合のホームページの内容はとても見やすく、充実しておりますが、はだのクリーンセンターのホームページにおいて、関心を高めるために工夫している内容などを伺います。

また、環境意識をさらに啓発するためには、施設などの見学者を増やすことが重要であると考えますが、工夫している取組などについて伺います。

以上です。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

初めに、本組合のホームページにおける焼却施設等に係る関心を高めるために工夫している内容について、御説明いたします。

本組合では、ホームページを効果的な広報手段の一つと捉え、施設案内をはじめ、可燃ごみの減量状況やごみ処理に係る経費等の様々な情報を発信しております。

御質問の関心を高めるために工夫している内容としては、見やすさ、分かりやすさを重視していることが挙げられます。特に1施設体制化を見据えたごみの減量等に関する特集記事は、トップページに大きく目立つ形で掲載しており、画像やグラフを多用したストーリー仕立ての内容で、直感的に御理解いただけるよう工夫しております。

また、市民等へ向けた分別に関するお願いなど、重要な情報は同じくトップページのトピックス欄に常時掲載し、他の目的でアクセスされた方の目にも留まりやすいようにしています。

さらに、新型コロナウイルスのまん延により、はだのクリーンセンターへ直接来場いただくことが難しい状

況を踏まえ、令和2年度に職員が自主制作した施設見学等の案内動画を公開しました。この動画は、両市から丹沢はだの三兄弟とクルリンにも登場してもらい、お子様でも楽しみながら視聴いただける内容としております。

このような工夫を重ねてまいりましたが、本組合のホームページを閲覧される方は、主にごみの自己搬入や秦野斎場を利用する市民、事業者等、非常に限定的であるため、一般の自治体等に比べるとアクセス数が大変少ない現状にあります。

また、各ページの作成から更新までを本組合の職員が直接行っていることもあり、専門のWEB制作事業者等が作成しているものに比べると、視覚的な面での課題も残っております。

したがいまして、ごみ処理施設、ひいては環境意識に対する関心をより高めていただくため、引き続き、掲載内容の充実化などについて、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、はだのクリーンセンターの見学者数を増やすために工夫している取組について、御説明いたします。

本組合が担うごみの処理は、市民の日常生活に直結した重要な事業ではありますが、残念ながら、ごみ処理施設の存在自体をふだんから意識している方は、それほど多くないものと考えます。

したがいまして、見学者数を増加させるためには、ホームページによる周知のほか、報道機関にも御協力をいただきながら積極的な情報発信を行い、はだのクリーンセンター、ひいては本組合の認知度を高めていく必要があります。

具体的な取組の例を挙げますと、本年6月に発行された「タウンニュース伊勢原版」に、伊勢原市立比々多小学校が施設見学に来られた際の様子を掲載いただきました。

また、本年7月の「こどもタウンニュースはだの版」にも、「もりりんに行く！はだのクリーンセンター見学」と題した紹介記事を掲載いただくなど、両市民の目に触れやすい広報媒体を通じ、PRを図ってまいりました。

さらに、今後は、名水はだの富士見の湯や、本組合と同じく小学生等の施設見学を受け入れている伊勢原市のアクアクリーンセンターなど、関係機関との連携を深めることで、認知度の向上と見学者数の増加を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 中山真由美議員。

○6番中山真由美議員 これまで、認知度の向上について、様々な取組を行っていることは理解いただきましたが、さらに多くの方に施設などを知っていただき、施設の役割について理解を深めていただくためには、様々な関係機関と取組を行うことが必要であると考えますが、見解を伺います。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、多くの方々へはだのクリーンセンターの役割を理解していただくため、関係機関と取り

組むことに対する見解についてでございます。

本組合における独自の情報発信手段は、ホームページによる周知のほか、周辺自治会等へ年2回配布している「はだのクリーンセンターニュース」など、非常に限られております。そのため、施設の役割等をより多くの方々へ伝えていく上では、両市の公共施設をはじめとした関係機関との連携が不可欠であると認識しているところです。

今後、連携を深める具体的な関係機関としては、先ほど申し上げました秦野市の名水はだの富士見の湯と伊勢原市のアクアクリーンセンターが挙げられます。この両施設とは、市民等へのパンフレット配布や案内ポスターの掲示などをはだのクリーンセンターと相互に行う方向で、現在調整を進めております。

また、施設見学の実施についても、秦野市及び伊勢原市へホームページや市民向けの出前講座などの場における周知を依頼し、さらには教育委員会を通じ、校外学習で訪れる小学校の拡大を呼び掛けるなど、両市の協力を得ながら広く紹介してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 中山真由美議員。

○6番中山真由美議員 それでは、最後に意見を申し上げます。

先ほどの御答弁で、施設見学に来られない方についても、環境意識の啓発を行う機会を増やしていくことはもちろんであります。が、「百聞は一見にしかず」とのことわざがあるとおおり、本施設などが両市の皆様にとって、とても必要な施設であるとの理解が広がるためにも、本組合がさらに認知度向上の取組を推進させることが重要であると考えます。

本組合議会において、本年10月に施設を視察させていただきましたが、大津市環境美化センターの施設内では、パネルをめくりながら環境のことを学べるものを壁に設置しており、また、自転車をこぐと発電の数値が見える機器もあり、楽しく環境について学べるよう工夫されていると感じました。見学者を増やす取組については、一度行ったことがあるからもう行かなくてもいいのではないかと考える方もいらっしゃいますので、継続的に施設への関心を持っていただき、ごみ減量に対して意識を高めていただくことも重要であると考えます。

先ほどの御答弁で、さらにパンフレット等を活用することにより、本組合のホームページへアクセスを増やしていく等の前向きな取組もありましたが、施設見学の内容をリニューアルするなど検討していただき、知恵と工夫により、お金をかけずに取り組むこともできますので、両市の皆様が本施設などへの理解を深め、環境意識の醸成を高めることができる取組を推進していただくことを要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○阿蘇佳一議長 以上で中山真由美議員の一般質問を終わります。

福森真司議員。

〔福森真司議員登壇〕

○3番福森真司議員 秦野市選出の福森真司でございます。ただいま阿蘇議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

はだのクリーンセンターにおける余熱の有効活用につきまして、ごみ焼却施設は、ごみを燃やすことで大量の熱を発生させます。この熱を無駄なく有効に活用することは、石油、石炭などの化石燃料の使用量削減につながり、地球温暖化の原因である二酸化炭素の削減にも寄与することになります。国におきましては、焼却処理するごみから可能な限りエネルギーを回収して、得られた電気や熱を積極的に活用し、地球の中核的かつ低炭素な地域エネルギーとして活用していくことを求めており、特にバイオマス分を含む低炭素エネルギーである廃棄物発電は、今後、環境に優しいまちづくりのみならず、SDGsの達成や脱炭素、カーボンニュートラル社会の実現にも貢献するものと考えられています。

そこで、はだのクリーンセンターでは、可燃ごみの焼却処理に伴い発生する熱エネルギーにより、発電や熱源供給を行うなど、余熱の有効活用を図っていますが、その仕組みについてお伺いをさせていただきます。

二次質問以降につきましては、質問者席にて行わせていただきます。

[福森真司議員降壇]

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 福森議員の御質問にお答えをいたします。

御質問は、はだのクリーンセンターにおける余熱の有効活用に係る仕組みについてでございます。

同施設は、可燃ごみの焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを有効活用しており、この取組は大きく発電と熱源供給に分けることができます。

まず、発電につきましては、焼却炉と一体構造になっているボイラー設備で熱エネルギーを回収し、高圧の蒸気を発生させます。その蒸気をタービンに送り、タービンブレードと呼ばれる羽に似た形状の部品を回すことで動力を発電機に伝え、電力を生み出しています。参考に申し上げますと、発電能力は、最大3,820キロワットで、一般家庭約5,000世帯分が利用する電力量に相当します。

このように発電した電力は、焼却炉の稼働や施設内の照明等に自家消費するほか、余剰分を電力会社へ売電することで収入を得ており、はだのクリーンセンターの建設や秦野斎場の増築改修事業に伴い、借り入れた組合債を償還する際の財源に充てています。

次に、熱源供給につきましては、はだのクリーンセンター近隣地域の皆様に対する利便施設へ熱源を供給するもので、秦野市の温浴施設、名水はだの富士見の湯で活用されています。

その仕組みとしては、まず、配管内に満たされた水をはだのクリーンセンター側で高温に熱し、配管を通じて富士見の湯へ送ります。その後、富士見の湯に設置されている熱交換器を用いて、ポンプ設備等でくみ上げた地下水あるいは水道水を加熱し、浴槽への給湯や追いだき時の熱源に利用されているものです。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 福森真司議員。

○3番福森真司議員 御答弁ありがとうございました。

それでは、再度の質問をさせていただきます。

はだのクリーンセンターにおけます名水はだの富士見の湯への熱源供給をするための設備と、その維持管理経費はどのようなかお伺いします。

また、この熱源供給によりまして、富士見の湯において、どの程度の経費削減効果が生まれているのか、お伺いをさせていただきます。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

初めに、名水はだの富士見の湯へ熱源供給するための設備と、その維持管理経費について、御説明いたします。

はだのクリーンセンターでは、熱源供給に係る高温水の発生装置やタンク、ポンプ等を設置しています。維持管理経費としては、これら機器設備の定期的な点検整備費用や電気料金に加え、配管内部の劣化を防止するための薬剤購入費用等が必要となります。

さらに、こうした経常的な維持管理経費に加え、熱源供給に係る機器設備の減価償却費等も考慮しますと、本組合では年間約400万円の経費が発生している状況です。

一方、熱源供給に伴う名水はだの富士見の湯の経費削減効果については、同施設の指定管理者における効果となります。こちらは、主に給湯などに使用するプロパンガス代、すなわち燃料費の削減から生み出されるものです。同施設で1年間に使用するプロパンガスの使用量は、来場者数、気温、水温のほか、はだのクリーンセンターの定期修繕期間中は、熱源を供給できないため、その日数にも影響を受けます。こうした様々な要素が絡むことから、概算の数値ではありますが、秦野市によると年間のプロパンガス使用量を約3万立方メートル削減できていると伺っています。

これに基づき、富士見の湯における経費削減効果を試算すると、令和2年度から4年度のプロパンガス供給単価は、1立方メートル当たり200円から400円程度であったことから、600万円から1,200万円程度の燃料費を削減できたものと考えられます。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 福森真司議員。

○3番福森真司議員 御答弁ありがとうございました。

先日になりますが、視察をさせていただきました三重中央開発株式会社の三重リサイクルセンターにおきましては、トランスヒートコンテナによりまして温浴施設へ熱輸送を行い、熱の有効利用をされているとのお話を伺ってまいりました。

しかし、事業者からのお話では、費用対効果等の観点から導入が非常に難しいということござい

ますが、導入されている事業者や自治体は、全国を探しますと数か所と少数ではございますが、導入事例もあるところでございます。SDGsへの取組意識が近年高まってきている中、こうした取組を参考として、はだのクリーンセンターの余熱をさらに活用することはできないかと考えますが、御見解をお伺いさせていただきます。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

御質問は、はだのクリーンセンターにおけるさらなる余熱の活用に対する見解についてであります。

初めに、御質問で参考事例に挙げていただきましたトランスヒートコンテナの仕組みについて、御説明をいたします。

こちらは、ごみの焼却施設等で発生した熱エネルギーをコンテナに蓄熱し、熱源を利用する施設へ車両運搬する画期的な技術であり、「熱の宅配便」とも呼ばれております。

先ほど御説明しました、はだのクリーンセンターと名水はだの富士見の湯においては、配管を通じて熱源を送っておりますが、距離が離れた施設であっても熱輸送が可能となりますので、活用できる施設の幅を広げられるといったメリットがあります。

一方、その導入に当たっては、民間事業者における過去の実績によると、既存設備の改修やコンテナ、運搬車両等の初期費用に数億円単位、導入後の人件費や維持管理経費等に年間で数千万円単位の膨大な経費を要すると見込まれています。加えて、はだのクリーンセンターで熱源の供給先を増やす場合、発電はもとより、富士見の湯への安定的な供給も考慮した上で、実現の可能性を慎重に検討する必要があります。そのため、現状では経費と既存の余熱利用の兼ね合いから、トランスヒートコンテナの導入は非常に難しいと考えております。

しかしながら、昨今機運が高まるSDGsの達成を見据え、環境負荷の低減につながる取組を行うことは、廃棄物処理を担う本組合としても大変重要であると認識しています。今後の技術革新次第では、本組合に適したさらなる余熱の活用方法が出てくる可能性もありますので、民間事業者や他自治体の取組等を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 福森真司議員。

○3番福森真司議員 御答弁ありがとうございました。

現在、コロナ禍だけではなく、円安の進行、原材料価格の高騰、さらには世界情勢の緊迫化等、社会情勢の目まぐるしい変化に直面しているほか、様々な行政課題も抱えているところでございます。

そのような中で、市民の皆様一人ひとりが生き生きと暮らす活力あるまちを目指すため、その所有する資源を有効に活用し、適正な行政運営を継続していかなければならないと考えております。

はだのクリーンセンターが抱える課題も当然あるかと思いますが、問題や課題、そしてその目的を皆で共有していただいて、効果的かつ効率的な方法を模索する必要があるのではないかと思いますし、

その実現のためには横断的な連携を図るだけにとどまらず、市民の皆様や民間事業者の協力も必要不可欠ではないかと考えるところでございます。

様々な変化に直面している中ではございますが、これまで想像していなかったような施策や取組も生まれるかと思いますので、職員の皆様にもぜひ柔軟に発想していただき、対応できるような意識を持っていただけたらと思うところでございます。

また、今後、はだのクリーンセンター1施設での焼却処理を行っていくことで、伊勢原清掃工場の維持管理経費が削減されることとなりますが、その一方では、独自の資源化施策に伴う経費や不燃・粗大ごみ処理施設の再整備、さらには180トン焼却施設及び90トン焼却施設の解体などに多大な経費を要することも想定されるところでございます。

二市組合の運営費につきましては、ほとんどが秦野市、伊勢原市の分担金によるものでございますので、今後必要となるこれらの経費につきましても、両市民の市民生活に影響を及ぼすことを念頭に置いていただき、さらなる経費の削減、そして柔軟な発想ができる環境づくりにも取り組んでいただき、余熱の有効利用による財源確保へ向けての調査研究を進めていただくことを要望させていただきまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○阿蘇佳一議長 以上で福森真司議員の一般質問を終わります。

これで「一般質問」を終わります。

○阿蘇佳一議長 以上で、この定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで令和4年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第4回定例会を閉会いたします。

午前11時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会

議 長 阿 蘇 佳 一

会議録署名議員 大 山 学

会議録署名議員 野々山 静 香